

下妻市公告第 15 号

一般競争入札の公告

下妻市自動販売機設置場所貸付等について次のとおり条件を付した一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

下妻市長 菊 池 博

1 入札物件

別紙 1「入札物件一覧表及び設置場所」のとおり

※設置面積には、放熱余地及び回収ボックス設置分を含む。

※市の都合により予告なく入札を延期し、中止し、又は取り消す場合がある。

2 入札参加資格

競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (4) 茨城県内に本社（本店）、支社（支店）若しくは営業所を有する法人又は茨城県内に住所及び店舗を有する個人で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に速やかに対応できる者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自らの管理・運営に 3 年以上の実績を有し、かつ、

現時点においても行っている者であること。

- (6) 令和 7・8 年度下妻市物品製造（役務の提供）等競争入札参加者名簿に登録された者であること。令和 7・8 年度下妻市物品製造（役務の提供）等競争入札参加資格がない者は、別途募集要項に定める必要書類を受付期間内に提出すること。

- (7) 入札対象物件毎に設定する次の地域要件に該当すること。

地域要件 A：茨城県内に本店、支店又は営業所があること。

3 貸付条件等

- (1) 貸付等期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日まで（5 年間）

※貸付等期間の更新は行わない。

- (2) 機器仕様等

機器仕様等については、別紙仕様書のとおりとする。

4 募集要項及び仕様書の配付期間、配付方法

- (1) 配付期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）から令和 7 年 5 月 2 日（金）まで

- (2) 配付方法

下妻市ホームページ「<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>」からダウンロードすること。

5 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す一般競争入札参加申込書及び必要書類を次により提出すること。

- (1) 受付期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）から令和 7 年 5 月 2 日（金）まで

（ただし、この期間内の土日・祝日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。）

- (2) 提出方法

持参又は郵送

- (3) 提出先

下妻市総務部資産経営課資産活用係（市庁舎 3 階）

〒304-8501 下妻市本城町三丁目 13 番地

6 入札及び開札の日時・場所

(1) 日時

令和7年5月12日（月）

(2) 場所

下妻市役所3階会議室

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

7 入札方法等

(1) 入札方法

郵便入札とする。

①入札書は、郵送または持参により提出すること。

②郵送による提出の場合は、「一般書留」「簡易書留」のいずれかとする。

③入札書は、物件番号ごとに作成し、提出すること。

④提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

⑤入札書に記載する金額は、年額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とし、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額（税込・年額）の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

①入札参加資格のない者の入札。

②入札書の内容、その他記載事項が不明瞭で確認できない入札。

③他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の者の代理人となった者の入札。

④同一の入札において2通以上の入札書を提出した者の入札。

⑤入札について不正の行為があったと認められた者の入札。

⑥入札書が指定の日時までに到達しなかった者の入札。

⑦前各号のほか、入札条件に違反した入札。

8 落札者の決定

(1) 開札

入札者又はその代理人の立会は不要である。なお、開札に当たっては、入札事務に係る職員を立ち会わせて開札を行う。

(2) 落札者の決定

①市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

②落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

③開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を発表する。また、落札者がいないときは、最高の入札額を発表する。

④落札者は設置予定業者として決定されたものとする。

9 入札結果等の公表

落札者名及び落札金額等について、市ホームページ等で公表する。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 説明会

行わない。

(3) その他

本競争入札に関する詳細は、別紙「下妻市自動販売機設置場所貸付等募集要項」及び「下妻市自動販売機設置場所貸付等仕様書」による。

11 問い合わせ

下妻市総務部資産経営課資産活用係（市庁舎3階）

〒304-8501 下妻市本城町三丁目13番地

TEL 0296-43-2235（直通）

FAX 0296-43-1960

電子メール fm@city.shimotsuma.lg.jp